

生活再建に向けた支援

道路整備事業における生活再建支援

- 1 移転資金の貸付
- 2 代替地のあっせん
- 3 公営住宅のあっせん

移転資金の貸付

<貸付要件>

- ① 移転補償金の補償契約の対象となった方で、補償契約締結後、一年を経過していないこと。
- ② 代替の土地建物取得に要する資金の調達が困難と認められること。
- ③ 貸付金の返済能力が十分であり、返済能力が十分な連帯保証人を立てることができること。

<貸付額>

土地売買代金と物件移転補償金(営業補償金等を除く)の合計額の2分の1以内で最高限度額は3,000万円です。

<利息>

利息は貸付決定時に適用される固定金利

代替地のあっせん

<対象者>

土地所有者、借地人及び借家人の方で、
移転先を確保することが出来ない方
ただし、都との契約締結後1年を経過しな
い方

公営住宅のあっせん

<対象者>

借家人の方で、自力での移転が困難な方
のうち、公営住宅の入居基準を満たす方

<あっせんできる住宅>

都営住宅及び東京都住宅供給公社住宅で
公共事業用として割り当てられた空家住宅

特定整備路線における特別支援

特定整備路線整備事業では、生活再建に向けたサポートをこれまで以上に充実させ、踏み込んだ支援を実施します。

【通常の生活再建支援の拡充】

【新たな生活再建支援】

通常の生活再建支援の拡充

- ① 移転資金貸付事業における優遇措置（優遇金利の設定）を実施します。
- ② ご希望を踏まえた、代替地の確保等を図ります。
- ③ 民間賃貸住宅を確保するとともに、公的住宅のストックを充実し、提供します。

新たな生活再建支援

- ① 民間の専門会社を活用した相談窓口を設置し、お一人お一人の事情に応じたサポートを行います。
- ② 全関係権利者の皆様を対象に、移転や再建に関する意向調査を実施します。

相談窓口

<生活再建に関するご提案>

- ① 移転先に関する情報を提供します。
- ② 建替プランの提案を行います。
- ③ 残地の活用法を提案します。
- ④ 設計・建築・解体会社等の情報を提供します。
- ⑤ 税務、権利関係の相談を行います。